

令和4年度第3回
東大和市個人情報保護審議会会議録

令和4年11月9日（水）

令和4年度第3回東大和市個人情報保護審議会

1 日時

令和4年11月9日（水）午前10時から午前11時35分

2 場所

東大和市役所会議棟第7・8会議室

3 出席者

(1) 審議会委員

- | | | |
|---------|-------|----|
| ① 会長 | 田村 茂 | 出席 |
| ② 職務代理人 | 池田 陽子 | 出席 |
| ③ 委員 | 中間 建二 | 出席 |
| ④ 委員 | 辻 洋一郎 | 出席 |
| ⑤ 委員 | 佐竹 俊之 | 出席 |
| ⑥ 委員 | 奥田 真由 | 出席 |
| ⑦ 委員 | 横山 昌明 | 出席 |
| ⑧ 委員 | 関田 賢治 | 出席 |

(2) 市長

尾崎 保夫

(3) 事務局

- ① 総務部 矢吹部長
- ② 文書課 阿部課長、吾郷係長、松本主任

(4) 説明員

- | | |
|------------|-----------|
| 諮問1 市民課 | 長井課長、上原係長 |
| 諮問2 地域振興課 | 石川課長、柏木係長 |
| 諮問3 子育て支援課 | 新海課長 |
| 諮問4 保育課 | 岩崎副参事 |

4 議題

(1) 諮問案件

- ① 住民基本台帳並びに個人番号の付番及びカードの交付に関する事務における個人情報取扱事務の委託について
- ② 清原市民センターの防犯等に関する施設管理事務の目的外提供について
- ③ 東大和市子育て応援給付金事業実施に伴う目的外利用について
- ④ 狭山保育園の防犯等に関する施設管理事務の目的外提供について

(2) 報告案件

- ① 東大和市デジタル技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例（案）の骨子について
- ② 個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について

5 会議の公開

会議は公開により行った。

6 傍聴人数

0人

<会議内容>

1 開会

○矢吹部長

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。会議に先立ち、委員の出席状況を報告いたします。会議に先立ち、委員の出席状況を報告いたします。委員8名中欠席0名。よって会議は成立しております。

2 市長挨拶

○矢吹部長

続きまして、市長より、挨拶がございます。

○尾崎市長

皆様おはようございます。本日はご多忙のところ、東大和市個人情報保護審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。さて、これから本格的な冬の時期を迎えるにあたりましては、インフルエンザの同時流行を視野に入れ、新型コロナウイルスがもたらす様々な課題に、迅速かつ、的確に対応していくことが求められます。市におきましては、引き続き感染防止対策を徹底しながら既存の事務を実施することに加え、事務の見直しや新たな事務の実施も必要であると認識しているところであります。こうした事務の見直しや新たな事務の実施にあたりましては、個人情報の適正な取扱いが必要不可欠となってまいります。そこで、委員の皆様におかれましては、個人情報保護制度の適正な運営のため、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。気温もだいぶ下がってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症対策を含め、体調管理にはくれぐれもお気を付けいただきたいと思っております。本日はどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

3 審議会への諮問

○矢吹部長

続きまして、審議会への諮問でございます。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、読み上げのみを行うこととし、諮問書については、会長の机の上に置かせていただいております。内容については、皆様に配布した資料と同様のものですので、そちらでご確認をお願いいたします。

○尾崎市長

諮問書。東大和市個人情報保護審議会会長、田村茂様。東大和市長、尾崎保夫。個人情報の取扱いについて、貴審議会に諮問いたします。諮問事項につきましては、事務局より説明をいたします。よろしく願いいたします。

○矢吹部長

では、このあと市長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

(市長退席)

○矢吹部長

本日の諮問事項は4点となります。それではこの先の会議の進行を、会長にお願いをいたします。

4 諮問案件の審議

○会長

皆さんおはようございます。またじわじわコロナの感染者が増えていて、インフルエンザもはやりそうだということで、皆さん体調には気を付けていただければと思います。それでは、「令和4年度第3回東大和市個人情報保護審議会」の審議を始めさせていただきます。

諮問1「住民基本台帳並びに個人番号の付番及びカードの交付に関する事務における個人情報取扱事務の委託について」

○会長

最初に、諮問1「住民基本台帳並びに個人番号の付番及びカードの交付に関する事務における個人情報取扱事務の委託について」を審議いたします。担当課の説明を求めます。おはようございます、どうぞお座りになってください。

○長井課長

市民環境部市民課の長井と申します。よろしくお願いいたします。

○上原係長

同じく市民課上原と申します。

○松本主任

文書課文書係の松本と申します。机上配布させていただきました資料、3ページから6ページまでの資料をお手元にあるかと思うのですが、そちら今回差し替えの資料となりますので、3ページから6ページまでは、机上配布した資料を参照してください。以上です。

○会長

それでは担当課からの説明をお願いします。

○長井課長

初めに、今お話のありました資料の差し替えについて、ご説明させていただきます。諮問資料の3ページの諮問理由、及び5ページの15備考の(5)につきまして、前回の諮問内容が記載されておりましたので、差し替えになりました。大変失礼いたしました。それでは新しい差し替え後の資料により説明させていただきます。

個人情報を取り扱う事務の委託について、条例第10条第2項に基づきご意見をお伺いいたします。諮問資料の3ページをお開きください。諮問1「住民基本台帳並びに個人番号の付番及びカードの交

付に関する事務における個人情報取扱事務の委託について」ご説明いたします。諮問の理由は、個人番号カードの出張申請における申請サポートを委託したいことによるものでございます。まず、補足資料の1ページに(1)事務の概要でございます。国は個人番号カードの普及に注力し、概ねすべての国民がカードを所有することを目指しています。市としましては、課題は申請喚起と認識しております。そこで、手続の煩雑さ等の理由で申請をためらう市民の方の掘り起こしを行うために、市民センターや商業施設に赴き、申請サポートを行ってきました。これまでは職員が行ってききましたが、この事務を委託し、さらなるカードの普及を図るものでございます。次に(2)対象者の範囲は、個人番号カードの申請を希望する方でございます。次に(3)個人情報取扱事務届出事項の内容でございます。事務の委託はありの上で、委託内容が追加になっておりますが、諮問資料5ページの届出事項の備考欄4、5の委託に関する部分以外の届出内容に変更はございません。補足資料1ページに戻りまして、(4)委託先、委託期日及び委託内容でございますが、委託先は未定で、委託期日は令和4年12月1日以降順次決まり次第でございます。委託の内容は個人番号カードの申請サポートです。出張申請の対象で、申請書の記入支援や、写真撮影を行うもので、個人情報を取り扱いますが、委託先による個人情報の収集はございません。市の職員が同行し、市の職員が記入済みの申請書を回収し、地方公共団体情報システム機構に送付いたします。今年度はこの方法で行いたいと考えております。次に補足資料2ページの5から7までのオンライン結合、目的外利用等につきましては、特に変更はございません。

次に、個人情報の委託でございます。諮問資料7ページをお開きください。8番、委託に係る個人情報の項目・範囲は、記載のとおりとなっております。説明は以上でございます。

○会長

ありがとうございました。説明が終わりました。何かご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

○委員

マイナポイントの申請のサポートというのはやっているのですか。

○長井課長

そうですね、ポイントのほうの質問を受けた場合もお答えできるようには、準備してございます。

○委員

それはどうやってポイント申請までやるのですか。市民の持っている携帯端末でやるのか、それともアドバイスだけなのか、何かそのへんのサポートをもう少し教えてください。

○長井課長

詳しく端末などの操作を行うようなサポートですと、市役所の1階のところでやっておりますサポートをご案内させていただいているのですけれども、こういったカードをお使いかとか、概要についてご説明する範囲ということであれば、説明できると認識しております。

○委員

ありがとうございます。

○会長

他にございますか。

○委員

何点か教えてください。補足資料の（４）のところ、委託期日が令和４年１２月開始予定ということですね。これは予算については９月補正なのでしょうか。それから短期なのでしょうか。それと、概算の予算額というのは、どれくらいなのでしょうか。まず予算についてです。

それから、委託を想定している業者、なかなかいろいろ市民と接するもので、ある程度の具体的な操作はそれほど難しいことではないと思うのですが、そういった想定する業者がある程度あるのか。それを踏まえて、他市の状況を参考にしたかどうかということもまず教えてください。

それから、総務省のホームページを実は見たところ、１０月末に全国平均が５１．１％、全部の平均ですけど、特別区と市が５０．８％。その資料を見たところ、東大和市というのは５２．３０％と、２６市の中で比べると１３番目なのですが、かなり市によってはびっくりするほどの交付率、宮崎県の都城市で８６％という非常に極めて高い数字が出ているのですが、そのへんのあれだけいろいろCM、マイナポイントも先ほどもお話がありましたように、支援をやっているにもかかわらず、東大和市のそういった、今回非常にいいことだと思うのですが、きめ細かくできると思うので、今後の課題みたいなことについては、何かどのように受け止められているのか。普及に関して、交付率に対して受け止められているのか、教えていただけたらと思います。以上でございます。

○会長

よろしいですか、では担当課からお願いします。

○長井課長

予算に関しましては、国のマイナポイントキャンペーン期間の終期である１２月を目指しまして、１２月補正ということであげさせていただくという予定となっております。今年度に関しましては短期になりますけれども、今後は国の動向により、普及手段の一つとして実施することも可能性がございます。

業者に関しましては、いくつかプライバシーマークを持っているような業者のほうから、お声掛けなどもいただいておりますのと、他の市などからも、状況とか実施のやり方など聞いて、考えているところでございます。

あと普及についてなのですが、都城市の例がございましたが、突出して高いかなという感じですが、東京都は比較的区部のほうが高く、市のほうの真ん中らへんに東大和市もいるところでございます。課題といたしましては、出張申請に行った時にいただくお声なのですが、申請しようとは思っていたけれどもとか、ちょっとよくわからなかったからとか、そういったようなお声もいただいていたので、積極的に出張申請の回数を増やすことで、交付率を上げていくことができるのではないかと今のところ考えておりますので、引き続き課題はそういった方々への申請方法のご案内であったりとか、補助であったりと考えておりますので、そちらを中心にまたやっていきたいと思っております。以上でございます。

○委員

予算の概算額を教えてください。

○長井課長

失礼しました。予算の概算額は、およそ430万円ぐらいです。

○委員

引き続きちょっと会長いいですか。

○会長

はい、いいです。

○委員

そういった形で出張サポートというのが委託をされることによって、430万円の予算をとっているということで、市民の方にとってみれば、土日や夜間という部分をやっていただくと、今現在やっているのか大変不勉強で申し訳ないのですが、時間帯とか曜日とかを拡大していくようなことができると受け止めてよろしいのでしょうか。

○長井課長

土曜日につきましては、土曜会場で現在もやっているところなのですけれども、出張申請に関しましても、土曜日、日曜日も含めた形で行う予定となっております。夜間は申し訳ございません、対応予定がございません。

○委員

加えてですね、委託ということなので、やはり個人情報非常に極めて大事な部分なので、そこについての再委託というのは考えられているのでしょうか。それからやはり、委託についてきちんとこちらのほうの対応をしていくように、これはお願いしたいのですけれども、ということで、再委託のことについて伺います。

○長井課長

委託先からの再委託ということは考えておりません。職員のほうが1名同行するような形を考えております。個人情報の取扱いは、委託事業者も行うのですけれども、こちらで申請書などを預かって持ち帰るということとか、本人確認につきましては、職員のほうで行う予定となっております。

○委員

ありがとうございます。

○委員

何点かお聞きします。まず、個人情報の関係、マイナンバーカードの関係で、市では外部委託というのは今回はじめてなのか、それとも、またほかの部分で、今しているものがあるのかというのを一つ教えていただきたいと思います。2番目に、個人情報の取扱いの問題なので、ここに仕様書も出ているようですが、外部委託せざるを得なくなった状態と、内部処理ができなかったから外部委託をするのかもしれませんが、あと内部処理がどうしてもできないのだとそのへんの検討をされていたのかどうか、例えば期限付きの職員なんかで対応していくとか、そういうことができないのかとか、そういう検討したところをお聞きしたいと思います。先ほど、市の職員が同行してということで、外部場所で、個人情報を取り扱うということのようでしたが、委託なものですから、今のところとおっしゃっていたように、必ずしも同行しないといけないという規定にはしていないということなのですか

ね。そうすると、この外部に委託した個人情報が出ないということが、どんなふうにして担保されるかというのがとても大事なところだと思うのですが、最近住基ネットの関係で、逮捕までされているような状態もあって、そこで東大和市の名前が出ないためにはどういう形で、必ず市の職員が同行するというシステムを作り上げるのか、それともそれが外れるとしたら、どんな必要な措置を求めなのか。特記仕様書を資料で付けているではないですか。必要な措置を講じるみたいな言い方をされているのですが、具体的にはどんな措置を考えられているのか。そのへんの検討状況を教えていただきたい。その3点です。以上です。

○会長

はい、よろしいですか。

○長井課長

外部委託がはじめてかどうかというご質問につきまして、窓口のほうでマイナンバーカードの受付などは委託職員で行っております。出張申請ははじめてでございます。

今までも出張申請を行ってまいりまして、外部委託の検討は、出張申請を行いはじめて、ちょうど効果が出はじめたところで、市の職員と委託のほうで、市の窓口で直接取りにいच्छやる方もいच्छやいますので、委託の出張申請と両輪でという形でやらせていただくことが効果的と考えて、委託のほうを実施しようと考えた次第でございます。

市の職員が必ず同行するかどうかということにつきましてですけれども、今のところ、市の職員が同行して管理するというので考えております。プライバシーマークの話在先ほどさせていただきましたけれども、市の職員も同行させていただくのですけれども、プライバシーマークを取得している会社に委託することを考えておりますので、個人情報の取扱いに関しましては、厳重に管理できると考えております。以上でございます。

○委員

すみません、ちょっと補足して。外の作業に関して外部委託をするということで、お聞きしたかったのは、なるべくこの種のやつは、外部委託ではなくて内部でやったほうがいच्छだろうと思っております。それは地方公務員法で、罰則付きで、刑法付きで、情報公開に関しては国家公務員は定められているはずだと。ところが外部に行くと、外部の人が違反したらそれは契約違反だけの話で、刑事上それを抑えられないと。その情報をどこかに流すときに、流してしまった契約は解除されるけども、それ自体についての刑罰はどうなのだということがあって、その刑罰の適用がないところでの外の委託というのが、どうなのかなという感覚があります。それは地方公務員法、国家公務員法だと、きちんと刑罰によって、情報の保持というのは義務づけられていますけれども、外部にするとそれがなくなる。というところで、そこを外部委託するというのは、今いくらで市の中でもあるとは思っているのですが、ただその情報の保護の観点から言うと、そんなとんとんとできていいのかなと。とんとんとできる、するとしたら、せざるを得ないとしたら、その秘密保持の体制を、どういうふうを考えてられるのかということをお聞きしたかったところなのです。特記仕様書の中に、第2条に必要な措置と適正な管理において、「必要な措置」と書いてあります。具体的には、この「必要な措置」とはいったい何ですかという感じです。

○長井課長

ご説明の中で申し上げたところと重複してしまうのですが、基本的に申請書の記入方法とか、写真撮影の申請サポートという形になりますので、個人情報を持ち帰るのはあくまでも職員という形になっておりますので、そのあたりでそもそも収集を行っていないというところで、安全な対応ができるのではないかと考えております。

○委員

職員が責任をもって物を持ち帰るところはそれでいいと思っているのですが、今のところとおっしゃったものだから、その今のところとはいったいどういう基準で、今のところはいつか外れるのですかという話。

○長井課長

失礼しました。

○委員

不安です。

○会長

委託契約で、そういった業者さんにはいろいろな物を求めるわけですが、業者さんから個人情報が漏れた場合の措置に対して市はどう対応をするのか、どう措置するのかというところですよ。そこをお答えいただければと。これはこの業務に限らずということだと思っております。文書課さんのほうにお答えいただいた方が良くかと。

○阿部課長

まずは、先ほどの現時点でというご説明なのですが、最初の説明が外部の委託先は個人情報を取得、収集しないという説明がありましたので、そのフォローを事務局としてはいつか外れてしまうのかという恐れがあるのか、あるいはこの業務に関しては職員が同行して、外部の受託先は一切個人情報を収集したり、取得したり、収集したりはしないというご説明を再度差し上げる必要があるかなと感じました。また、こちらにも添付しておりますように、提案書のほかに特記仕様書もございますので、先ほどの第2条にあるような適正な管理を義務付けることによって、予防措置、個人情報が漏洩することがないようにという措置を、これはこれとこれがあればOKというのではなくて、全般に関して講じていますし、また委託した市側といたしましても、受託先がきちんとその業務を求めている水準で行っているということを確認する、そういう義務が私たちにもございます。そういうことをしっかり業務を見届けるということが、市には義務付けられております。あと、この個別の方法に関してはちょっとわからないのですが、個人情報の保護という形で言えば、来年大きく改正されますけれども、この法によりまして、職員だけではなく、外部の委託先、受託者あるいは指定管理者、そちらのほうにも罰則が整備されていきますので、現時点でのこの業務に関してはどういう関係かは私からは申し上げませんが、定かでないのですが、大きな流れとしましては、直営だけではなく、外部に対しても刑事罰で担保するという流れはあるのかなと考えております。以上でございます。

○会長

特記仕様書の11ページ、後半には事故があった時にはこういった対応をしますよ、こういった罰

則等がありますよと、これは業者さんをつくるものですが、この業務に限らずに、いろいろな業務が委託で行われて、個人情報取扱、今現在されています。それに対して、何か起こった時にどう対応をするのかというのは、これは市としては委託をした責任というか、業務が委託して、よりその業務を良くしようとして委託、あるいは職員だけでは対応できないから委託して、その業務を実施する。これはそういった業務たくさんあるわけでごさいます、極力職員が頑張ってください、職員だけで対応するということは当然先には考えるのでしょうか、なかなかそれではその業務が遂行できないという中での委託業務になるわけでごさいますので、その時こういったことに対して、こういった特記仕様書の中で業者には縛りをかけ、縛りをかけるは変な言い方ですけど、業者さんとはこういうことをしながら業務をしていただくということになるわけです。よろしいですか。

○委員

はい、結構です。

○会長

私の方からちょっと関連しているのですが、現場で写真撮りますよね。その写真の記録は、カメラは市のカメラで、その場でその写真はこういった取扱いになるのでしょうか。記録として残るものなのか、一旦写真にして渡してしまえばデータはなくなるものなのか、というのが1点。それから、ここ業務の中で、私最初勘違いしたのですが、住民基本台帳の中の個人番号の付番及びということで事務名称が付いていたので、この今私が言ったところ、この部分については委託はしない、あくまでもカードの交付に関する事務だけという考え方でよろしいのでしょうか、というのが2点目。すみません、その2点。

○長井課長

写真の記録につきましては、その場でプリントアウトした後にご本人様にご確認いただいて、データのほうは削除する形になります。委託の内容につきましては、カードの申請に係る申請サポートのみになります。書き方、記入の方法、写真の撮影にとどまるという形になります。

○会長

はい、わかりました。データは残らないということですね。他にある方。

○委員

データの削除は物理的削除なのか、パソコン上での削除だと思うのですが、それを例えば逆に削除して、後程復活させるということはできないようになっているのかとか。

○長井課長

パソコンではなくデジタルカメラのほうでという形になっておりまして、その場でそのカメラのデータを消すという作業を行っております。

○委員

ということは復活できるということですね。基本的には、やろうと思えば。

○長井課長

復活できないような方法は難しいということであれば、記録媒体とかカメラの扱いについて、市のほうで管理できるようなものを用意したいと思っています。

○会長

他にございますか。

○長井課長

先ほど「今のところ」ということで申し上げたことで、いろいろご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。こちらの出張の申請サポートにつきましては、市の職員が同行するという形で行わせていただきたいと思います。

○会長

もう1点だけ、実施する場所というのは今までと変わらない、出張の場所というのは、今までと変更がありますか。

○長井課長

市内の商業施設が今までは2箇所だったのですが、その他の商業施設、その1箇所と、あと市内の公民館などを回る予定になっております。

○会長

事前にPRして来ていただくというようなことになるのでしょうか。はい、わかりました。ありがとうございます。他にございますか。よろしいですか。それではこのへんで審議会の意見をまとめさせていただきたいと思います。諮問1「住民基本台帳並びに個人番号の付番及びカードの交付に関する事務における個人情報取扱事務の委託について」は、提案のとおり承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○会長

ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認とさせていただきます。どうもありがとうございました。

諮問2「清原市民センターの防犯等に関する施設管理事務の目的外提供について」

○会長

それでは次に移らせていただきます。諮問2「清原市民センターの防犯等に関する施設管理事務の目的外提供について」を審議いたします。どうぞお座りください。

○石川課長

地域振興課の石川と申します。よろしく願いいたします。

○柏木係長

清原市民センター、センター長をしております柏木です。よろしく願いします。

○会長

それでは、担当課からの説明をよろしく願いします。

○石川課長

着座にて説明を失礼させていただきます。まずお手元の諮問資料15ページを開いていただければ

と思います。今回、清原市民センターの防犯カメラを設置することに伴いまして、個人情報を取り扱う事務、こちらの届出の開始ということで出ささせていただいております。その開始に伴いまして、目的外の提供についてもございますので、条例の第12条第2項第5号に基づき、意見を伺うものでございます。こちらの15ページにつきましては、事務の目的といたしましては、清原市民センターにおける来所者、また働いている人間の市民等の安心と安全を守って、犯罪行為を抑制することを目的に、防犯カメラを設置させていただくことで、事務の名称につきましては市民センターの防犯等に関する施設管理事務ということになっております。対象の範囲につきましては、防犯カメラによって撮影された清原市民センター来所者ということにさせていただいております。記録事項につきましては、この8番のその他にも書いてありますとおり、市民センターに来所される利用者及び市民センターで働く管理・運営に必要な者の映像を撮らせていただくものでございます。記録媒体につきましては、9番にも書かせていただいておりますが、カメラに内蔵のSDカード、そちらのほうに保存させていただくという形で、こちらは条例第6条第3項第6号に該当で、本人以外の方から収集をさせていただくということになっております。こちらは防犯カメラで撮影された映像を、目的外に提供するというので、今回諮問させていただくという形になっております。

2枚めくっていただいて、17ページを見ていただければと思います。今回撮影したカメラの映像ですが、市民センターの利用者等の映像のうち、警察から情報提供の申請のあった期間の映像、また市の依頼に基づく事故等の解決のために必要な映像を、警察等に目的外として提供させていただきたいと考えております。こちら警察に目的外利用をさせていただくことで、近隣における犯罪捜査等で照会を受けた場合や、市民センターにおける事故等で市が警察に捜査を依頼した場合、その解決に資する場合について映像を提供させていただきたいと。こちら目的外の利用につきましては、条例の第12条第2項第2、5号に該当する、また刑事訴訟法197条にも該当、法律の定めがあることから、させていただきたいと考えております。雑駁ではございますが、以上ご説明差し上げたとおり、事務に関して目的外提供することについて、意見をお伺いさせていただければと思います。以上です。

○会長

ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問等がございましたらお願いいたします。私からすみません、2点ほどお聞きしたいと思います。設置の場所ですけれども、出入り口になるのかなど。そのカメラの向きによっては、必要ではない、今ご説明があった方々以外、例えばカメラを外に向けておけば通行人も映るわけですね。そういった意味で、必要ではない人物も映る可能性があると考えていいのか、その設置場所も含めて説明をお願いしたいのが1点。それから保存期間、一定の期間に上書していくようなものになるのかわかりませんが、保存期間はどれくらいを想定しているのかということが2点目。もう一つございます、すみません。これは提出先を警察に限定していいのかということですが、例えば事件があった場合、ニュースなどでマスメディアに出るようなものが最近あるのですが、そういったところに流れる可能性があるか、もし何かそういったもの映っていたら。そういった時の対応、この3点です。

○石川課長

まず、設置場所につきましては、清原市民センターロビーがございます。そして事務室がございま

すが、事務室は一面、アクリルの透明の壁になっておりまして、想定としては事務所の中から、入り口が北側に1箇所、東側に1箇所あるのですが、ロビーと入り口に向けて映像を撮るような形になっております。先ほど会長さんにご心配していただいた他の人も映ってしまうのではないかとということにつきましては、清原市民センターは敷地が広くて、入り口から公道まで、エントランスというのですかね、距離がありますので、その公道のところまでは、残念ながら映像の範囲としては映らないという形になっておりますので、我々としましては必要のない人が映るということは想定をしておりません。要は、清原市民センターの敷地に入っている方だけの映像という形になるかなと想定をしております。

2点目の保存期間ですが、画像の鮮明度にもよるのですが、一応普通の画像で約64ギガのSDカードで、約9日間保管ができるという形で、それが9日間過ぎると自動的に上書きがされるという形になっておりますので、一応想定としては9日間で想定させていただいております。

先ほど最後の質問ですが、マスコミという形の情報提供ということですが、それが必要と認められるかどうかということかと思っております。私たちのところでは、その事件の解決に資するところということで、目的外の情報提供をさせていただきたいと考えておりますことから、そのマスコミに提供することで事件の解決に資するところは、そのところで一旦判断をさせていただいて、提供するかどうかということを考えていきたいと考えております、以上です。

○会長

最後のところは、例えば公開捜査するとか、そういった時に。

○石川課長

逆にそういった形で、警察のほうからそういうことがあれば、提供することも可能かなとは考えております。

○会長

よくわからないのだけど、よくいろいろニュースに出てくるものというのは、どこが提供しているのでしょうかね。警察から流れるのか、あるいは警察からもらうということないでしょうね。

○委員

コンビニとか個人が設置しているケースで、民間なのではないでしょうか。あとドライブレコーダーなんかは個人の。だから防犯カメラなんか見ていると、商店街で設置したものもありますし、いわゆる公的な部分で設置している以外のところは、そういう規定というのではないのでしょうか。私もよくわかりませんが。

○会長

一応これは市で管理するものになるので、そういったものには基本提供しないという考え方ですよ。

○石川課長

そうですね、基本的には法的に定まっているもののみになります。

○委員

何点かお聞きします。同じようなその案件が、狭山保育園で出ているのですかね。説明委員の方はご

存じでしょうけど、狭山保育園は11月9日からそれをするというので、実は出ているのです。これは日にちのずれというのは、それぞれの主管課の都合だと思いますけども、予算対応は、まずいつ対応されるのか。それからこれは館費なのかを確認させてください。

それと、これは要望ということになりますが、197条の第2項というところ私も経験があるのですが、捜査に必要なためということで、いろいろ来るのですね。あちらからの公文書を手直しするということができないので、捜査に必要なためというだけでは、判断が非常に厳しいのですよ。もちろんこちらが依頼をして、その解決するというのは、当然物を壊したとか、盗まれたとか、それはわかるのですが、近隣云々だったり、あくまでもその提供は捜査が求められることができる規定なので、こちらがある程度判断できる、つまりそれを提供したということをしちんとドキュメントで残す意味でも、付属資料ですか、あちら側の公文書を手書きはできないので、付属資料として聞き取った、どういう近隣のつまり強盗犯だとか、殺人というのはちょっとないかもしれませんが、9日間なので、逃げるところをとかという、捜査に支障のない範囲である程度の概要を聞いてくし、そしてそれを残しておく必要がやっぱり情報提供する、目的外であるのに必要ではないかと私は考えるのですが、それについては要望ということで、受け止めていただければと思います。予算のことです。

○石川課長

我々はこの防犯カメラの設置につきましては、12月の第4回の定例会の補正で予算の対応をさせていただこうと思っております。まだ予算のほう確保できておりませんが、一応皆様に最初にご審議、ご諮問いただいて、ご意見いただいた中で進めていきたいと考えております。館費かどうかということですが、全部市財でやらせていただくということになっております、以上です。

○委員

ありがとうございました。

○委員

現状の話を聞きたいのですが、今ビデオカメラ撮っているときに、例えば警察の問題ではなくて、内部で例えば利用者同士がトラブルがあったとか、あの時お前が手を出したとか、こっちが出したとか、警察が入ってくればこれで対応できるけど、そのいわゆる民事的な話というのですかね、あの時にこれがあるから見せてくれとその当事者から言われたときに、どんな対応されているのか。あります、今までなかったですか。

○石川課長

清原市民センター、実は今、防犯カメラというのはついてございません。改めて新規で付けさせていただきますので、その中でのトラブルについては、今後検討していく必要があるのかなと思っておりますが、基本的には目的外かどうかというところ、目的になるかどうかというところ、そこらへん改めて考えていかなければいけないかなと考えております。

○吾郷係長

1点いいですか。今のことで、既に他の、例えば市役所など公共施設に防犯カメラを設置している例ございまして、その例で申しますと、庁内での何かトラブルあった場合には、その画像を確認して、対応するということは目的内と捉えて、実施しております。

○委員

それが外に出ていくわけではなくて、内部で確認して。

○吾郷係長

例えば住民から依頼されて、それをチェックするということはありません。あくまで内部で使うということが目的としていますので、その目的の範囲内で利用はしております。

○委員

わかりました、ありがとうございます。

○会長

他にございますか。よろしいですか。それでは審議会の意見をまとめさせていただきます。諮問2「清原市民センターの防犯等に関する施設管理事務の目的外提供について」は、提案のとおり承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○会長

それでは、本件については提案のとおり承認とさせていただきます。どうもありがとうございました。

諮問3 「東大和市子育て応援給付金事業実施に伴う目的外利用について」

○会長

それでは、次、諮問3「東大和市子育て応援給付金事業実施に伴う目的外利用について」、審議を行います。どうぞお座りになってください。

○新海課長

子育て支援課の新海と申します。本日はよろしくお願いいたします。それでは説明を始めさせていただきます。まず、諮問資料の19ページをご覧ください。今回は、給付金事業実施に伴う個人情報の目的外利用について、条例第12条第2項第5号に基づき、意見を伺うものであります。諮問資料の21ページをご覧ください。また、補足資料の7ページから9ページも併せてご覧ください。

はじめに事務の概要を申し上げます。事務の名称は、東大和市子育て応援給付金事業であります。事務の目的は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯及び妊婦に対し、その支出増加の影響を勘案し給付金を支給することです。給付対象者の範囲でございますが、平成19年4月2日から令和5年2月28日までに出生した児童のいる世帯、あと、令和4年11月1日時点で母子健康手帳が交付されている妊婦のいる世帯、令和4年11月2日から令和5年2月28日までに母子健康手帳が交付された妊婦のいる世帯となります。次に、個人情報の記録項目についてですが、識別番号、これは児童手当受給者番号になります。あと、氏名、住所、性別、生年月日・年齢、電話番号・メールアドレス、妊娠・出産、家族状況、親族関係、婚姻関係、口座情報、あと、児童手当の支給状況です。この給付金でございますが、児童一人当たり2万円、妊婦の方につきましては母子健康手帳の交付1件につき2万円となっております。給付の申請についてですが、対象者

のうち、児童手当受給者及び児童手当法の一部改正によって令和4年6月分以降の児童手当受給者でなくなった方については、改めて申請は必要とせず、児童手当で指定している口座に支給を行います。その他の対象者の方については、申請が必要となります。

諮問資料の23ページ、及び25ページをご覧ください。目的外利用する個人情報の項目・範囲・目的についてでございますが、子育て支援課の児童手当支給事務、及び健康推進課の母子保健事業において収集した個人情報を、本事務において目的外利用したいと考えております。目的外利用保有個人情報の項目についてですが、児童手当受給者の識別番号、氏名、住所、生年月日・年齢、電話番号・メールアドレス、妊娠出産、家族状況、親族関係、婚姻関係、口座情報、児童手当の支給状況です。利用期間は、令和4年11月9日から令和5年3月31日までとなります。以上、ご説明申し上げました事務に関し、個人情報の目的外利用をすることについて意見を伺うものであります。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。それでは何かご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

○委員

対象者の範囲なのですが、令和5年2月28日までということ、もちろん基準日が必要なのはどうしようもないと思いますが、つまり3月1日に生まれた方は対象ではないということなので、来年度以降のこういった同じような、例えば応援給付金というような形は、今のところは回答は非常に難しいと思うのですが、そのへん2月28日と3月1日で対象と対象ではないとあるので、そのへんについての考え方、個人情報とは特に関係ないのですが、今までのものを目的外利用という形だと市民に本当に利便性の高い事業なので、特に問題ないと思うのですが、そこだけ聞かせてください。

○新海課長

今回の給付金ですけれども、市の一般財源だけではなく、国の交付金ですとか、東京都からの補助金も活用して事務を行う関係で、支給支払自体について、3月までの今年度の予算で執行する必要があったことと、併せて2月28日までに生まれたお子さんのいるご家庭対象ですが、妊婦の方を今回対象にしていますので、11月1日に母子手帳を交付受けている方、あと11月2日以降2月28日までに受ける方が含まれていますので、妊婦さんで申請していただければ、3月以降に産まれる出産予定の方も、広く対象に今回含めさせていただいているので、その点はできるだけ、今の時点で、物価高騰で影響を受けているご家庭に支援が届くのではないかなと思います。

○委員

ありがとうございます、読み込み不足でした。

○会長

私から1点、補足資料の9ページですか、支給対象者のところに重複しての支給は不可と括弧書きで書いてあるのですが、それはどういった理由、何が重複するということですか。

○新海課長

妊婦さんが申請して、妊婦の時点でこの2万円の給付金をいただいた場合、その後その妊婦さんが

お子さんを2月28日までに出生しても、その出生したお子さんに対しては、2万円の対象になりません、ということの重複しないということです。

○会長

わかりました。了解しました。他にございますか。よろしいでしょうか。それでは特にございませんようですので、審議会の意見をまとめさせていただきます。諮問3「東大和市子育て応援給付金事業実施に伴う目的外利用について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○会長

ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認とさせていただきます。どうもありがとうございました。

諮問4「狭山保育園の防犯等に関する施設管理事務の目的外提供について」

○岩崎副参事

子ども未来部保育課狭山保育園岩崎と申します。よろしくお願いいたします。

○会長

よろしくお願いいたします。それでは、諮問4「狭山保育園の防犯等に関する施設管理事務の目的外提供について」、審議を行います。担当課からの説明をお願いします。

○岩崎副参事

それでは、諮問資料の27ページをお開きください、補足資料は11ページをお開きください。今回は、個人情報を取り扱う事務の目的外提供について、条例第12条第2項第5号に基づき意見を伺うものです。事務の名称は、狭山保育園の防犯等に関する施設管理事務、目的は狭山保育園利用者及び職員の安全確保でございます。対象の範囲は、狭山保育園利用者及び狭山保育園職員等。個人情報取扱事務の届出事項の内容につきましては、狭山保育園の防犯カメラの新規の設置2台でございます。理由といたしましては、狭山保育園はこれまで防犯カメラの設置がありませんでしたが、施設の特性上、園児と女性職員が多いことから、不審者の侵入があった場合、敷地内での安全を確認するために、防犯カメラを設置することになりました。記録項目は、狭山保育園利用者及び狭山保育園職員の映像でございます。個人情報の収集元及び収集の根拠規定でございますが、防犯カメラによる映像の取得については、条例第6条第3項第6号に基づき、本人以外からの情報収集となっております。個人情報の経常的な目的外提供先及び目的外提供の根拠規定でございますが、不審者の侵入や事故等、警察から映像の提供を求められた場合に、条例第12条第2項第2、5号及び刑事訴訟法第197条第2項に基づき、警察へ提供します。委託先につきましては、本件においては、委託は行いません。オンライン結合による外部結合につきましては、本件においてオンライン結合は行いません。目的外利用、目的外提供等でございますが、利用提供の届けをする事務担当課は子ども未来部保育課狭山保育園であります。事務名称は、狭山保育園の防犯等に関する施設管理事務、期間は令和4年11月9日から。個人情報の項目、狭山保育園北側及び南側保育室各出入口等を使用する利用者及び職員の映像、範囲

は防犯カメラによって撮影された利用者の映像及び事故等の解決のために必要な映像でございます。目的は、狭山保育園内における防犯捜査等で警察から照会を受けた場合や、狭山保育園内における事故等で狭山保育園が警察に捜査等を依頼した際、その解決に資すると認められる場合に、警察へ防犯カメラの映像を提供いたします。以上、ご説明申し上げた事務に関し、目的外提供することについて意見を伺うものであります。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。説明が終わりました。何か質問等がありましたらお願いいたします。

○委員

よろしいですか、すみません。先ほど清原市民センターで伺ったのですが、実は清原の方は来年の3月1日から提供するというので、今回狭山保育園さんは11月9日、今日からこれが了解すれば、提供するということなのですが、既にそうすると9月補正か何かでされているのですか。

○岩崎副参事

はい、そうです。

○委員

わかりました。それで197条、先ほども清原市民センターの管理者とお話したのですが、刑事訴訟法の197条の第2項というのは、捜査については、必要なことを求めることができる規定なのですね。だいたい私の経験からも捜査に必要なためということで、公文書が来るのですね。そうした場合には、ある程度、こちらから何かあった時に要するに捜査依頼すると言って解決求めると、当然それは状況がわかっているからいいのですが、近隣の関係で要するにそういったことが、197条第2項に基づいて、必要だなど、求められるケースがあるように思うのです。範囲が問題なのですが、そういう部分で、一般的に狭山保育園は、限定的な利用者だけなのですが、設置場所にもよるのですが、公道もあそこ狭いですよね。北から入っていくようなところで、ある程度の範囲が見るのではないかと思います。そういった場合にここでは狭山保育園の園児、父母とあるいは職員だけなのですが、場合によってはそういったものが映るケースはあるのでしょうか。映るのであれば、197条の第2項というのは、自分たちの要するに解決のために依頼する場合を除いて、一般的に犯人の逃走経路を確認するためみたいなことで、目的としてはね。ただそういう具体的なことがなくて、捜査に必要なためということで197条の2項で捜査協力を求められるケースがあるのですが、それについては非常に慎重に対応していただきたいということで、ある程度の内容を聞いて、そしてドキュメントに残して、当然提供していかどうかをただ副参事が判断するのではない。当然市としてやるので、決済をあげる必要があると思うので、それについてはそういう状況、警察は言いたがらないと思いますけれども、一般的な話として、きちんとそれを見越しておくということが大事なのかなと思いますので、それ要望として個人情報を提供するので、そういうことをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員

資料の(3)に目的外提供の根拠規定ということで、条例第12条第2項の2号と5号をあげられている。⑤のところ。補足資料の(3)の⑤で、ぱらぱらと条例を見てみると、5号の場合、目的

外使用した場合に審議会に内容を報告しなければいけないと話になっているのですが、これはそういうふうを提供した場合、審議会の方に今後報告していくということを前提にして設計されているのかどうなのか。そうでなくても、2号の場合は刑事訴訟法の話。その場合は報告がなくていいという話で、これはどっちに考えるのかということをお聞きしたいのですが。

○岩崎副参事

これ提供した場合に報告をこちらにあげるということです。

○委員

そうですか、そういうふうな前提で報告していくと。

○岩崎副参事

それでやらせていただきます。

○委員

わかりました、了解でございます。

○会長

他にいかがでしょうか。すみません1点だけ。先ほどの地域振興課のは、記録媒体がSDカードだったのですが、今回はハードディスクということで、もう機種が決まっているということなのでしょうか。

○岩崎副参事

予算計上を9月にさせていただいておりますので、機種につきましては、決めて、予算計上して、通っているのですけれども、保存につきましては、うちの場合はハードディスクに機械そのものに保存するというようなやり方で、それを1、2か月で保存期間が終わったら塗り替えられるというような方法で、そのハードディスクから、その案件、事件等が起こった場合の日にちのみを取り出すというようなやり方でございます。

○会長

わかりました。それは予算の金額が違うから機種が違う。まだ、購入は。

○岩崎副参事

まだ購入はしていません。

○会長

これからですね。

○岩崎副参事

もちろん、予算計上はしておりますけれども。

○会長

記録媒体が変わる可能性はないということ。

○岩崎副参事

はい。

○会長

先ほどもお聞きしたのですが、外を通っている歩行者なり、車なりそういったものが出入り口に

設置した場合に映るのかなと想像できるのですが、それはいかがでしょう。

○岩崎副参事

一応カメラの位置を南側向きの保育室ですけれども、北門と非常階段のところの入り口がございまして、主には入り口を映し出す、いわばそもそも私共、防犯カメラを入れたいというのは、不審者の中から確認したいという、そういう目的もございまして、出入り口を主に映し出すというような設置の仕方をしていきたいと思っております。

○会長

基本関係者しか通らない。

○岩崎副参事

そうですね、関係者のみで敷地内及び公道は映らないように設置をさせていただきたいと思っております。

○会長

わかりました、ありがとうございます。他にございますか。それでは特にないようですので、審議会の意見をまとめさせていただきます。諮問4「狭山保育園防犯等に関する施設管理事務の目的外提供について」は、提案のとおり承認したいと思いますがいかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○会長

ありがとうございます。それでは、本件につきましては提案のとおり承認とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○岩崎副参事

ありがとうございました。

○会長

以上を持ちまして、諮問案件を終了させていただきます。

5 審議会への報告

報告1「東大和市デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する条例（案）の骨子について」

○会長

引き続きまして、報告案件に移りたいと思います。報告1「東大和市デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する条例（案）の骨子について」、担当課の説明をお願いいたします。どうぞお座りください。

○藤本課長

それではみなさんこんにちは、総務部デジタル推進担当課長の藤本と申します。隣は係長の藤上でございます。よろしくお願いたします。市では行政事務のオンライン化を推進するため、新たな条例といたしまして、東大和市デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する条例、こちらの条例の制定を予定しております。本日は、新たに制定を予定しておりますこの条例の骨子につきまして、

ご報告させていただきます。資料の説明に入ります前に1個だけ補足させていただきます。行政手続のオンライン化という言葉が出てまいります、簡単に申しますと、市民の皆様が行う申請や届出、こういったものについて、紙による方法に加えまして、パソコンやスマートフォン、インターネットを利用して行うことができるようにするという、その言葉をオンライン化と表しております。

それでは条例の内容について、ご説明させていただきますので、資料の37ページをご覧くださいと存じます。それでは最初に1、条例制定の背景についてでございます。図を掲載しておりますので、その図に基づきましてご説明をさせていただきますので、こちらをご覧くださいと存じます。まず、図の左側、こちらが現行の市における行政手続を表したものとなります。市における行政手続、大きく分けまして法令に基づく手続と、条例等に基づく手続ということで、2種類に分かれる形になります。このうち、左側法令に基づく手続につきましては、手続の内容が法律に規定されているものでございます。具体例で申しますと、児童手当法に基づく児童手当の手続、介護保険法に基づく介護保険の手続、こういったものが法令に基づく手続になります。これら手続につきましては、オンライン化を可能とする法律、通称デジタル手続法という法律がございます。こちらが制定されておりますので、個々の法律で手続を書面より行うとされていても、こちらのデジタル手続法の規定に基づきまして、オンライン化することが可能となっております。児童手当の一部の手続等については普通にオンライン化されておまして、市でもその申請を受け付けているというような状況です。

次に、その右側でございます。条例等に基づく手続についてでございます。こちらにつきましては、東大和市が制定した条例や規則の規定に基づいて行われる手続になります。具体例で申しますと、保育園や学童保育の手続、こういったものが該当いたします。これら手続につきましては、先ほどご説明したデジタル手続法、こちらが適応されませんので、オンライン化を行うためには、現状個々の条例等において、必要な規定を整備する必要があるという現状でございます。このような現状を踏まえまして、条例等に基づく手続につきましても、オンライン化を推進するために、本条例を制定するものでございます。本条例の制定後は右の図にありますように、条例等に基づく手続についてもオンライン化することが可能となります。個々の条例や規則において、手続を書面により行うとされている場合であっても、この本条例の制定に伴いまして、オンライン化することが可能となります。その結果、市における行政手続全般についてオンライン化することが可能となります。

次に、その下でございます。2、条例の概要についてでございます。最初に(1)目的についてでございます。この条例でございますが、市の機関等における申請、届出、その他の手続等に関し、デジタル技術を活用した方法で行うことができるようにするために、必要となる事項を定めるということによりまして、市民の利便性の向上と行財政運営の効率化を図ることを目的としております。次に(2)定義でございます。本条例で使用する用語の意味を記載しております。時間の関係でございますので、1個1個の説明は、省略させていただきたいと存じます。続きまして、右側でございます。

(3)のところをご覧くださいと存じます。電子情報処理組織による申請等について、ご説明をさせていただきます。本条例では、他の条例等の規定により書面等で行うことが規定されている申請等について、当該他の条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織、こちら簡単に申しますと、市の機関が使用するコンピューターと、市民の皆様が使うコンピューター等をインターネットで接続し

たものでございますが、インターネットを使って行うことができるように定めるという内容でございます。次に（４）でございます。電子情報処理組織による処分通知等についてであります。こちらも本条例では、他の条例等の規定で書面等で行うことが規定されている処分通知等について、こちらの当該他の条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用して行うことができるようになるというところでございます。次に、その下でございます。（５）電磁的記録による縦覧、それから（６）電磁的記録による作成等についてでございますが、このどちらにつきましても同じように、他の条例等の規定に関わらず、コンピューター等により作成された電磁的記録により行うことができると、電子的な処理ができるという形になります。その他、本条例では（７）適用除外となる場合、それから（８）添付書面等の省略について、（９）デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する状況の公表、こういった事務が該当するののかというところの公表です。それぞれ資料の記載のとおり定めたいと考えております。

次に、３の条例の施行期日でございますが、本条例は、令和５年４月１日から施行するように定めると考えております。

次に、４の今後の予定についてでございます。最初に（１）にありますとおり、本日こちらの審議会の中で、ご報告させていただいております。こののち（２）のとおり、今月末に行われます東大和市議会議員全員協議会におきまして、市議会議員の皆様にご説明させていただきたいと考えております。その後（３）でございますが、パブリックコメントにて市民の皆様からご意見を募集しまして、年明けの令和５年２月の第１回市議会定例会に、議案として条例案を提案させていただきたいと考えております。

最後に、資料には記載ございませんが、補足させていただきたいと存じます。本条例では、オンライン化を実施するためあくまでも法規上の根拠を定めるものでございまして、本条例の制定に伴って、すべての手続をオンライン化するというものではございません。法規上の根拠をこちらのほうで整備する形になります。ですので、この条例に基づいて実際にどの手続をオンライン化するかにつきましては、申請の人数や年齢層、そういったものを考慮しながら、個別にどのような手続をオンライン化していくのかということについては、別に検討していくということが補足の１点目でございます。あと、もう１点でございますが、このような条例の制定につきましては先ほどご説明したデジタル手続法、この中で各地方公共団体において、こういった条例を制定するということが努力義務と課されておりますので、そういったことも踏まえまして、今回条例の制定をさせていただきたいということでございます。以上で説明を終了させていただきます。よろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございました。説明が終了しました。質問等ございましたら。私から、条例の概要の（４）のところ、電子情報処理組織による処分通知等と、ここが非常に私個人的に気になるのですが、具体的にはどんなものが該当するののかと何か例を挙げていただければと思います。

○藤本課長

具体例で申しますと、先ほど保育園の手続ということで申し上げましたが、保育園の例えば入園の不承諾、入れませんでしたよというような通知がございます。こういったものについて、条例ではそ

うというのが処分通知となりますけども、それをオンライン化することができるという形になると思います。以上でございます。

○会長

わかりました、ありがとうございます。他にご質問等ございますか。今後こういった時代の流れなのですかね。こういったデジタルでのやりとりというのが、当然多くなってくるわけで、その根拠について条例を制定するというので、運用の幅というのはどこからどこまでというのも難しいところがあるのかなと思いますけれども、こういった、これも手続ですよ、条例を制定して、根拠を制定しておくというところでございます。僕ら高齢者、非常になかなかデジタル化に追いつけないというのがありまして、逆にこれでやるのだから従来の書面の申請はだめよと、これごめんなさい、ならないでほしいなど、個人的な感想ですみません。丁寧な、温かい対応をしていただければとこれ独り言です、すみません。ほかに何かございますか、よろしいですか。

○委員

1点だけよろしいですか。(4)の処分通知の関係ですけども、いわゆる申請がオンラインで、それで処分がオンラインというのはよくわかるので、申請は紙なのだけど、処分通知はオンラインということは通常だったらありえないと思うのですけれども、逆にいうと、申請がオンラインにしているのに、処分通知を相手方の申し出でオンラインでなくしてくれというケースというのは、個別案件なので、そういうことは当然認められる話かなと思うのですが、それについては配慮というか、この条例案のなかには例外規定みたいな部分であるのでしょうか。

○藤本課長

こちらのほうの規定でございますが、あくまでも法規上の根拠を定めるということですので、実際の運用は、それぞれの担当のところまで考えていくという話になると思います。それはそうなのですが、処分通知ですね。今各市の状況見ても、やはり処分通知まで、現状のところ全てオンラインでやっているというところが、そこまで正直あまりないかなというのが現状だと思います。まず申請の方をオンラインでいただいて、それに基づいて通知の方を紙で出すというような分業をしているところも、見受けられますので、今おっしゃったような配慮もしつつ、段階的に進めていくような形になるのかなと考えております、以上です。

○会長

よろしいでしょうか。それでは、以上で「東大和市デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例の骨子について」の報告を終了します。どうもありがとうございました。

報告2「個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」

○会長

続きまして報告2「個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」を事務局から説明をお願いします。よろしく願いいたします。

○阿部課長

それでは、文書課阿部から説明を申し上げます。着座にて失礼します。資料の39ページをお開き

ください。報告2「個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」であります。一覧表でお示ししておりますとおり、今回9つの課から、開始が3件、変更7件、廃止が7件、計17件の届出がございました。届出の概要をご説明申し上げます。41ページ、デジタル政策課「オンライン申請システム利用事務」の変更であります。アンケートを実施する際に、顔写真が掲載されております市の刊行物を添付する場合もあることから、記録項目に顔写真を追加するものであります。43ページ、地域振興課「市民協働事業」は、自治会補助金交付事務と統合するため変更するものであります。45ページ、地域振興課「国際交流事業」は、「通訳交流員派遣事務事業」と統合するため変更するものであります。47ページ、地域振興課「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のボランティアに係る事務」は、事業が終了したことによる廃止であります。49ページ、子育て支援課「新生児臨時特別給付金給付事業」は、事業が終了したことによる廃止でございます。51ページ、福祉推進課「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業」は、内閣府から支給内容の追加の方針が示されたことに伴う変更であります。53ページ、地域包括ケア推進課「緊急通報システム事業運営」は、事業が終了したことによる廃止であります。55ページ、地域包括ケア推進課「高齢者火災安全システム事業」の事業終了による廃止でございます。57ページ、地域包括ケア推進課「敬老金支給事務」は、事業終了による廃止であります。59ページ、健康推進課「休日急患診療所運営事業」は、PCR検査センターを撤去したことに伴う変更であります。61ページ、都市づくり課「空家等対策事業」は、住民基本台帳ネットワークから本人確認情報を利用できるようになったことに伴う変更であります。63ページ、都市づくり課「地区計画の区域内における行為の届出に関する事務」は、事業の開始であります。65ページ、都市づくり課「風致地区内における行為の許可に関する事務」の開始であります。67ページ、都市づくり課「長期優良住宅等の認定申請に関する事前照会事務」は、事業の開始であります。69ページ、教育指導課「(仮称)東大和市いじめの防止対策推進条例制定事務」は、条例を制定したことに伴う事務の終了による廃止であります。71ページ、教育指導課「第三次東大和市特別支援教育推進計画策定事務」は、計画を策定したことに伴う廃止であります。73ページ、青少年課「東大和市放課後子ども教室」は、ボランティア活動する生徒の情報を学校へ提供するための変更であります。説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○会長

ありがとうございました。報告は終わりました。ご質問等ございましたら、お願いしたいと思えます。開始と廃止の報告ですが、結構年月日があるところ、見受けられるというところ、これについて見解があれば。

○阿部課長

これに対しましては、これまでも市議会の中でも、相当古いものの提出などもございまして、その都度注意を、事務局のほうから庁内にも注意喚起をしております。今後とも、適切な時期に、きちんと報告ができるように努めてまいりたいと考えております。

○会長

こういった事務に精通した職員とか、たまたまこれをこの事務をやろうとか、何かきっかけがないとなかなか整理しきれないのですよね。私もよく存じ上げているのですが、なかなか本来の仕事以

外の仕事みたいな感覚になってしまいますので、難しいところあるのだと思うのですが、よろしくお願ひします。他にございますでしょうか。よろしいですか。それでは質問等がございませんので、報告は終了します。本日の議題はこれで全て終了いたしました。なお、承認となりました諮問につきましては、審議会の意見として取り扱う個人情報情報は情報漏れがないように十分注意し、適切に管理することを付帯意見とさせていただきます。本日の会議録の承認及び市長への答申につきましては、会長に一任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

6 閉会

○会長

ありがとうございます。他に何かございますか。特にないようでしたら、これをもちまして本日の「個人情報保護審議会」を閉会したいと思います。長時間にわたりまして、ご協力ありがとうございました。最後ですが、事務局から連絡事項等があればお願いいたします。

○阿部課長

本日は長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。前回は審議会でご説明申し上げました、東大和市個人情報保護法施行条例の進捗状況について、ご報告申し上げます。骨子につきましてご審議をいただきまして、前回ありがとうございました。また、その後も会長のご配慮で、一定期間ご質問とかご意見等の受付の期間も設けさせていただきました。答申の内容につきましても、皆様にすでに情報提供もさせていただいたところでございます。予定のとおり、10月1日から10月31日までの間、パブリックコメントを実施いたしました。ご意見の提出はございませんでした。現在は、スケジュールに則りまして、11月からスタートします第4回市議会定例会へ、議案という形で提出する準備を進めているところでございます。今後ともご協力よろしくお願い申し上げます。

また、今日入り口で回収をさせていただきました次回の審議会の日程でございますが、現時点で出席は難しいという方もいらっしゃるのですけれども、1月11日水曜日午前9時を予定しております。またあらためましてご案内は差し上げたいと思いますが、ご出席賜れば大変ありがたいと存じています。事務局からは以上でございます。どうもありがとうございました。次回もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○会長

それではこれで、どうも本日はありがとうございました。